

## むつ市花・木・鳥選定委員会条例

平成21年3月25日公布

むつ市条例第1号

(設置)

第1条 むつ市の花、木及び鳥の制定について、必要な事項を検討するため、むつ市花・木・鳥選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、市の花、木及び鳥の選定について必要な調査、研究及び審議をし、意見を答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) むつ市教育委員会の委員
- (2) むつ市内の公共的団体等の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に定める者のほか、市長が適当であると認める者

2 委員は、第2条に規定する答申が終了したときは、解嘱されるものとする。

3 委員は、非常勤の特別職とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成6年むつ市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

総合開発審議会委員
-----------

」 を  
「

総合開発審議会委員
花・木・鳥選定委員会委員

」 に改める。